

# 蒲 郡 市 小 額 資 金 貸 付 要 綱

## 第 1 目 的

この制度は、低所得者に対し、緊急かつ一時的に必要な生活資金（以下「資金」という。）を貸付けることを目的とする。

## 第 2 貸付業務の実施主体

資金の貸付業務は、蒲郡市から社会福祉法人蒲郡市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が委託を受けてこれを行う。

## 第 3 貸付の対象

資金の貸付を受けることのできる者は、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 市内に3か月以上居住し、世帯の生計中心者である者
- (2) 貸付金の返済が確実と認められる者

## 第 4 貸付の条件

資金の貸付の条件は次のとおりとする。

### 1 貸付金額の限度

貸付金額は1世帯50,000円を限度とする。

### 2 貸付期間

貸付期間は6か月以内とする。

### 3 返済方法

貸付金の返済は、一時払い又は分割払いとする。

### 4 延滞加算金

資金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金を返済期限までに支払わなかつたときは、年10.95パーセントの割合をもつて返済期限の翌日から支払の日までの日数により計算をした延滞加算金を徴収するものとする。

### 5 保証人

資金の貸付を受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は次の条件を備えた保証人を1名たてなければならない。

- (1) 保証人は、借受人と連体して債務を負担するものとする。
- (2) 保証人は市内に引き続き1年以上居住する者であつて、独立の生計を営み、かつ連帯責任を負うに足る身元確実なものであること。
- (3) 借受人又は借入申込者は、他の借受人又は借入申込者の保証人となること  
ができない。

## 第 5 貸付業務の処理方法

### 1 申込の手續

借入申込者は、身分を証する書類を提示し、借入申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

### 2 貸付の決定

- (1) 借入申込書の提出を受けたときは、その内容、世帯の状況等について調査を行ない貸付けの適否を決定する。

(2) 前号の規定により貸付けを決定したときは、借用書（第2号様式）と引換えに貸付けを行う。

### 3 返済

(1) 借受人は借用のときに定めた返済計画に従い指定期日までに貸付金の返済をしなければならない。

(2) 借受人が貸付金の返済を完了したときは、借用書を返還するものとする。

### 4 貸付の取消

借受人が次の各号の1に該当すると認めるときは資金の貸付けを取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(2) 故意に返済金の支払いを怠ったとき。

(3) その他、特に必要と認めるとき。

### 5 重複貸付の禁止

借受人のうち、未返済金のある者については、重ねて貸付けを行わない。

### 6 変更事項の届出

借受人または、保証人について、氏名、住所等借用書に記載した事項に変更が生じたときは、借受人はすみやかにその旨を届け出なければならない。

ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または、保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第6 雑 則

1 この要綱に定めるもののほか、この資金の貸付業務に必要な事項は別に定める。

2 その他この資金の運用に際し、諸問題が生じた場合は蒲郡市と協議会が協議のうえ処理する。

### 附 則

この要綱は、昭和49年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和51年 4月 1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 8年 4月 1日から施行する。